

# 栃木県アンテナショップ取扱商品の基本方針について

平成 23 年 8 月作成

平成 24 年 6 月改正

## 第 1 アンテナショップ基本方針

### 1 目的

栃木県アンテナショップ「とちまるショップ」(以下「アンテナショップ」という)を通じて、県産品の展示・販売や観光情報などを発信することで、本県や各市町村の知名度アップ、ブランド力の向上を図るとともに、地域食品産業等の振興や誘客促進に結びつける。

### 2 施設概要

#### (1) 施設概要

設置場所：東京スカイツリータウン内 商業施設「東京ソラマチ」

イーストヤード4階

店舗面積：約 160 m<sup>2</sup> (約 48 坪)

営業時間：10:00～21:00 (定休日なし)

#### (2) 店舗コンセプト

「とちぎ」の魅力を丸ごと伝え、「とちぎ」を感じてもらう

#### (3) ターゲット

東京スカイツリーに訪れる国内外の観光客や下町地域及び都心・近郊各沿線の居住者等、様々なお客様に、“とちぎ”の魅力を伝え、県産品の購入や本県への来訪を促進。

※ 上記の中でも、とりわけ中高年層(40～60 歳代)の女性に照準

### 3 運営方針

アンテナショップの運営に当たっては、県、市町村、運営事業者、関係団体等が、相互に協力・連携しながら効果的な運営を図るため、「栃木県アンテナショップ運営会議」(以下「運営会議」という)を設置する。運営事業者は、運営会議に参加し、必要な提案や意見を述べるとともに、東京スカイツリータウンの遵守事項及び運営会議で決定した事項に沿って、誠実に店舗運営を行うこととする

#### 【主な協議事項】

##### (1) アンテナショップの管理・運営に関する事項

- ① 商品選定に関すること
- ② 催事・イベントに関すること
- ③ 観光等地域情報発信に関すること

##### (2) その他アンテナショップの管理・運営に関して必要な事項

#### 【構成団体】

県、全市町村、関係機関、運営事業者等

### 4 その他

「栃木県アンテナショップ基本計画」(平成 23 年 6 月策定)による。

## 第2 商品基準

### 1 商品の取扱基準

アンテナショップで販売する商品については、以下の基準により取り扱うことを基本とする。

(1) 県産品であること。

① 加工品については、次のいずれかに該当していること。

ア. 商品の主要な原材料が栃木県内産であり、商品の製造もしくは加工の最終段階を県内事業者が行っていること。

イ. 商品の主要な原材料が栃木県外産であり、商品の製造もしくは加工の最終段階を県内事業者が行っていること。

ウ. 商品の主要な原材料が栃木県内産であって、県外の事業者等により製造された商品の場合は、商品の販売を県内事業者が行っていること。

エ. 上記に掲げる以外の商品であって、本県のイメージアップや知名度向上に相当程度寄与するものと判断できるもの。

原材料 \ 加工地	県内	県外
県内産	○ (ア)	△ (ウ)
県外産	○ (イ)	× (エ)

○：認める

△：条件付きで認める。 条件→商品販売を県内事業者が行っていること

×：基本的には認めない。ただし、本県のイメージアップや知名度向上に相当程度寄与するものと判断できるもので、県内で一般的に販売が周知されているものについては、特例的に認める。

② 農林水産物については、栃木県内で生産、収穫されたものであること。

(2) 商品の製造過程等において、品質及び衛生管理等が適正に行われていること。

(3) 食品衛生法、JAS法、健康増進法、薬事法、景品表示法、計量法等その他関係法令等に定める規定に違反していないこと。

(4) 商品の安全・安心を確保するため、栃木県が開催する食品衛生に関する研修会に積極的に参加すること。

(5) 取引条件（掛率、ロット、配送手段等）について、栃木県アンテナショップ運営事業者（以下「運営事業者」という）と事業者双方の間で合意が得られること。

### 2 商品取扱条件

(1) 取引条件は、原則、委託販売とする。ただし、生鮮食品や特殊な商品については、別途協議する。また、掛率については、個別調整とする。

(2) 商品の配送方法については、「集配フローチャート（別紙1）」による。

(3) 原則として商品納入における物流コストは納入事業者負担とする。

(4) 店舗で商品が陳列販売される期間は、原則3ヶ月とする。ただし、売上動向（消費者の評価の高い商品）によっては、販売期間が変動する場合もある。

(5) その他の条件については、各事業者と運営事業者間で協議を行う。

### 第3 商品選定

#### 1 商品選定の視点

- (1) アンテナショップ基本方針に合致した商品であること
- (2) 品質が優れている等消費者の需要が見込まれること
- (3) 採択基準
  - ・味・品質
  - ・外観（商品およびパッケージデザイン）
  - ・他の類似商品とは一線を画す個性（原材料・製造法のこだわり、高付加価値等）を持つストーリー性
  - ・商品全体の構成バランス
  - ・賞味期限、消費期限
  - ・商品価格
  - ・季節性
  - ・栃木県産の原材料の含有率

#### 2 商品申込及び選定手順について（別紙2）

- (1) 出品希望者は、農林水産物以外の商品の場合は「栃木県アンテナショップ商品取扱申込書（農林水産物以外）（様式1）」、農林水産物の場合は「栃木県アンテナショップ商品取扱申込書（農林水産物）（様式2）」に記入の上、「(株) ファーマーズ・フォレスト栃木県アンテナショップ事務局 商品審査会」、(以下、「審査会」と言う) あて電子メール、FAX、郵送のいずれかにより提出のこと。また、提出書類等については、返却しない。
- (2) 複数商品を申し込みした場合、1社あたりの申込み数の制限はないが、事業者による商品の優先順位は参考とするので、必要に応じ、優先順位を記入すること。

#### 【申し込み先及び商品選定に関する問い合わせ先】

(株) ファーマーズ・フォレスト栃木県アンテナショップ事務局 商品審査会  
(担当：増渕・渡邊)

〒321-2118 栃木県宇都宮市新里町丙 254

TEL：028-665-8800 FAX：028-665-8678

E-Mail：sky-pj@farmersforest.co.jp 受付時間：午前10時～午後6時

#### 【アンテナショップ全般に関する問い合わせ先】

栃木県 産業労働観光部 観光交流課 とちぎ特産振興担当

〒320-8501 宇都宮市埴田 1-1-20

TEL：028-623-3307 FAX：028-623-3306

E-Mail：tochimarushop@pref.tochigi.lg.jp 受付時間：午前9時～午後5時

- (3) 運営事業者は、申し込みを受けた商品が基準を満たす場合には、審査会において審査・決定し、結果については、適宜、運営会議に報告する。
- (4) 出品の承諾または不承諾については、申し込み受付後、3週間程度で申し込み事業者あて通知する。また、一部の申し込み事業者には個別面談を行うことがある。

- (5) 物販店舗は、極力多くの事業者が利用できるよう工夫する予定であるが、応募商品については、売場面積に限りがあること、旬を意識した商品展開となること等の理由により、商談から出品までにある程度の期間を要する場合がある。

#### 第4 その他

- 1 商品情報の取り扱いについては、栃木県及び運営事業者、並びに両者が共同して行う県産品の販売拡大や販路開拓に資する事業のために利用する。その他の目的のために使用しない。
- 2 出品者が、アンテナショップを第三者に貸し出すような行為は禁止する。